

## [事案 2019-110] 入院給付金支払請求

・令和元年 12 月 3 日 裁定打切り

### <事案の概要>

集中加入等を理由に契約解除されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

交通事故による肋骨骨折等により約 2 か月間入院したため、平成 30 年 10 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、同時期に集中的に医療保険等を契約していること等を理由に、契約が解除され、給付金も支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払うか、契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 主治医の指示に従った必要な入院であった。
- (2) 約款に、他社の保険に加入していたら給付金が支払われないと書かれていない。
- (3) 県外で就職することになったが、就職先から、社会保険が無いので、事故や怪我に備えて保険に加入することを勧められたので、契約した。
- (4) 当時の年収に対し、保険料は過大ではなく支払うことはできた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 交通事故の態様や傷害の程度、医療機関における治療内容等に鑑みて、入院による治療が必要なほど重症ではなかった。また、事故の 5 日後から入院している。
- (2) 約款では、他の保険契約と重複し、給付金額等の合計額が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合には、当社は、将来に向かって契約解除できる旨（重大事由による解除）が定められている。
- (3) 申立人は、交通事故の 2 か月前から保険および共済合計 10 件を契約しており、入院給付金日額合計は著しく過大である。
- (4) 申立人の資産および収入状況等に照らし、保険料の負担合計は非常に大きい。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本事案において、保険会社による契約解除の妥当性について判断するためには、契約の経緯、契約者の当時の生活状況（収入、支出等）、財産状態（資産、負債等）、被保険者の病状なども含めて総合的に判断する必要がある。これらの事情を明らかにし、保険会社の重大事由による解除が相当か否かを判断するためには、厳密な証拠調べ手続が必要となる。ところ、当審査会はこのような手続を持たず、この点について明らかにすることは困難であるため、公正かつ適正な判断を行うためには裁判所における訴訟による解決が適当と判断し、裁定手続を打ち切ることにした。